

公立大学法人秋田公立美術大学役員証および職員証規程

平成25年4月1日

規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の役員又は職員（以下「役職員」という。）であることを証明する役員証および職員証（以下「役職員証」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 役職員証は、次に掲げる者にそれぞれ交付するものとする。

- (1) 役員 公立大学法人秋田公立美術大学定款第8条に定める役員のうち、理事長、副理事長および理事
- (2) 職員 公立大学法人秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第7条に定める職員。ただし非常勤講師を除く。

(貸与等の禁止)

第3条 役職員は、役職員証を他人に貸与し、譲渡し、もしくは交換し、又は改ざんしてはならない。

(再交付)

第4条 役職員は、役職員証の記載事項に変更があったとき又は汚損し、もしくは破損したときは、再交付を受けなければならない。

2 役職員は、役職員証を紛失したときは、速やかに紛失届を提出し、再交付を受けることができる。

(返還)

第5条 役職員は、その身分を喪失したときは、速やかに役職員証を返還しなければならない。

(役職員証の様式)

第6条 この規程において規定する役職員証の様式は、別に定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。